

告示

埼玉県告示第百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和六年二月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	あすか薬局 指店	秩父市日野田 町一―九―三	所沢市小手指 町一―一―八― 四パークサイ ド小手指B館 一階	大洋薬品株式 会社	居宅療養管理 指導	介護予防居宅 療養管理指導	令和六年一月一 日
名称	たちばな薬局	秩父市日野田 町一―九―三	所沢市小手指 町一―一―八― 四パークサイ ド小手指B館 一階	有限会社たち ばな薬局	居宅療養管理 指導	介護予防居宅 療養管理指導	令和五年十一月 一日
名称	居宅介護支援事 業所むさしの苑	入間郡三芳町 上富一七八四 ―七	所沢市中新井 二―二―九六― 四	社会福祉法人 三芳厚生福祉 会	居宅介護支援		令和六年一月一 日
名称	もみの木指定訪 問介護事業所	所沢市中新井 二―二―九六― 四	所沢市中新井 二―二―九六― 四	特定非営利活 動法人グルー プ野比	訪問介護		令和四年七月一 日